

「知的財産推進計画2010」に盛り込むべき事項に関する
 議論の概要
 (第5回、第6回及び第7回専門調査会における議論の概要)

平成22年5月13日
 知的財産戦略推進事務局

1. 企業の事業活動における戦略的な国際標準化、知的財産を有効なツールとして活用することにより、グローバルな規模で事業に成功する。

(1) 技術動向、市場動向、我が国の長を勘案し、特定戦略分野(例: スマートグリッド、水関連技術)における標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を策定・実行するとともに、その基盤となる施策を充実する。

(特定戦略分野について)

- 今回の推進計画には、国際標準をメインに据えたところ、標準のロードマップを策定する主体を明確にすべき。【相澤(益)委員】

(アジア等との連携について)

- アジアに標準化機関の本部があれば、アジアでフェイス・トゥ・フェイスでコミュニケーションができる。政治の問題として、APECの機会を捉えて発言して欲しい。国際連盟下でできた組織で一カ国一票制度によりEU27カ国がまとまっているなかで日本がハンデ戦を戦っている、特に購買人口で言えばアジアは欧州の5倍いる中、このようなことがグローバル化の進む時代に本当にいいのか。【岸副会長】
- アジアに国際標準機関の本部を誘致しても、アジアの競合国である中国などに標準をとられては意味がない。中国やインドは国際的な競争力を増してきており、注意が必要。【相澤(英)委員】
- 自動車業界ではドイツが強いが、ドイツでは新しい技術が生まれるとみんな標準化を考え、国内標準としてストックし、時機を見てISOに提案する。日本は新しい技術が生まれると自社だけで標準化する。【佐々木委員】
- ボッシュの電気自動車の戦略は北欧企業の携帯戦略と同じである。【妹尾会長】

(人材育成について)

- 人材育成で、事業知識とあるが、知財知識は入れなくてよいか。スキルの可視化については、どんなスキルを目指すのかを明確にするためにも、書かれたのは良かった。【上條委員】
- 「場」があって必要なら人材は育つ。「場」を与えるという話は、国際標準化活動の総合的支援の項目で読めると考えていいか。【佐々木委員】

(2) 「安全・安心」を普及する。

なし。

(3) 低コストかつ効率的にグローバルな権利取得と保護を可能とする国際知財システムを構築する。

(海外での知的財産活動と言語の違いによる負担について)

- 外国出願が一番費用がかかるのは翻訳費用。機械翻訳技術のシステムを構築して民間に開放して欲しい。【福島委員】
- 出願公報の英語化はあるが、出願活動そのものをサポートする直接的な支援ではない。【福島委員】
- 将来的には英語による出願で相互に利用しあう制度を目指すべきではないか。世界統一特許を考えると、最終的に共通言語が必要になる。段階を踏んで進める必要がある。【高柳委員】
- 出願日確保のステージ、各国の言語で出願し英語で審査のワークシェアをするステージ、本当に共通言語で統一するステージと整理した上で、取組を推進する必要がある。【荒井委員】
- 日本語による技術情報の蓄積は中小企業等にとって重要。英語による出願、特許付与は日本の技術基盤を危うくする。【相澤(英)委員】

(海外出願比率を目標指標とすることについて)

- 日本企業の特許戦略は国際化するべき。国全体の目標指標として、海外出願比率は適切ではないか。【荒井委員】
- 企業からみれば、海外出願比率を目標とすることには違和感がある。企業は事業戦略と費用対効果を考え、海外出願をしている。【野元委員】
- 企業がどのようなポートフォリオを作るかに口を出すべきではない。【相澤(英)委員】
- 海外出願率が低い原因を踏まえて指標を設定しないと、会社の経営判断に足枷をはめることになる。【大淵委員】
- グローバル出願が進まない理由は予算。翻訳にお金がかかる。機械翻訳などにより、限られた予算で多くの国に出せるようになると、自ずと海外出願比率は増え、またグローバルに強くなる。【福島委員】
- 日本への特許出願が減って、外国出願が増えても意味がない。外国出

- 願比率ではなく、外国出願件数自体を指標とするべき。【相澤(英)委員】
- 海外における知的財産活動に関して足りないところは量であろう。指標としては、率ではなく量が適切。【佐々木委員】
- 出願の数ではなく、登録や活用された数で評価しないと特許の粗製濫造につながってしまうのではないか。【福島委員】

2. 我が国の優れた技術を活かした世界に通用する新規事業を創出する。

(1) ベンチャー・中小企業や地域における知的財産の活用を促進し、国内のみならず世界でも通用する事業を生み出す。

(知的財産によるベンチャー支援策について)

- ベンチャー企業が成功していくに当たってかけているのは、各企業や大学に散在する人材をまとめるような仕組みがないこと。【久野良木委員】
- 大企業がベンチャーに1億円出資することが、更なる投資を可能とすることから、大企業をエンジェル税制の対象とすべき。【山本委員】
- ベンチャー振興策は、ベンチャー起業家、サポート人材、ファンド、ベンチャー新興市場、税制の論点から考える必要がある。【荒井委員】
- 産業革新機構は、ファンドの他にベンチャー育成も目的としていた。世界で活躍するベンチャーを創出すべき。【佐藤委員】

(企業におけるブランド構築について)

- 特許以外の知財の一形態としてブランドの戦略化が重要。中小企業は技術をアピールして市場を形成することが十分できていない。国がしっかり支援していく必要がある。【佐藤委員】
- 地方のブランドを構築する上では、デザイン面でのサポートが重要ではないか。【江幡委員】
- 日本には技術力があるが、それ技術力をどのように見せるかが重要。商標権、意匠権、著作権など、多面的なブランド構築が有効。【上條委員】
- 技術は特許、デザインは意匠、ブランドは商標という一対一の考え方は好ましくない。例えば、意匠権は技術の保護にも活用できる。ビジネスモデル上の知財権の使い方が変わってきている。【妹尾委員】
- 技術をブランド化という考えは、以前は、経営層の理解を得ることが困難であったが、現在も状況は変わっていないのだろう。【渡部委員】
- ブランド戦略の事例集は本当に参考になるのか。国民全体まで浸透させるというのであれば、必要性は理解できる。そうでないと、中途半端なものになる。【佐々木委員】

(いわゆる“ユーザー・イノベーション”について)

- 他国でいわゆる“ユーザー・イノベーション”が施策として取り上げられている中、日本も対応が必要。【西山委員】
- ユーザーの知識活用を推進するため、ITとコンテンツを融合させるような「場」の提供が必要。【中村委員】
- さまざまな人がイノベーションプロセスに参加できる「場」や「機会」を提供することから進めていくことが重要。【妹尾委員】

(その他)

- 中小企業にとって出願手続は煩雑。審査請求制度を知らない企業もある。出願・審査請求・早期審査請求を1つの書面で申請可能とするべき。【荒井委員】

(2) 産学官共創力を世界最高水準に引き上げる。

(産学連携評価について)

- 産学連携の評価指標を確立することで、産学連携における問題点が明らかとなる。【山本委員】
- 省庁により、産学連携に関するデータがバラバラに集計されていること、出願件数のみが注目されることが問題。【渡部委員】
- 現在でも報告はなされており、何が問題で、どう変えるべきなのか分からないと議論できない。また、今後、国として補助金を出さないのであれば、運営は個々の大学、TLO に委ねればよい。【相澤(英)委員】
- 大学の知財本部、TLO の見直しに当たって、評価指標をはっきりさせるべき。これまで日米比較のみであったが、中国、韓国との比較も必要。【佐藤委員】

(その他)

- バイドール法対象の知財の移転等に係る事前承認制について、運用がはっきりしていない。ガイドラインを早急に作成し、わかりやすく周知すべき。【山本委員、渡部委員】
- 出願フォーマットの自由化について、特許庁のシステム更新との連動が必要になるので、無理に短期で実現する必要は無い。【渡部委員】

(3) オープン・イノベーションへの対応やブランド構築促進の観点を含め、知的財産を活用した活動を支える知的財産制度を整備する。

(ブランドの構築・維持の促進に資する制度整備について)

- ブランド構築に関するとして、国が現状に合わなくなった法制度を改正する他に、企業がコーポレートブランド向上の運動をすることもある。国と企

業がやるべきことを分けて考える必要がある。【荒井委員】

- 意匠法の現代化が必要であり、商標法もイメージを保護できる制度にはないといけない。農産物の「日本産」というものを保護していくことも必要。【相澤(英)委員】
- 模倣品の個人利用に制約を議論するより、やはりビジネスとしての模倣品の販売などに対する措置を考えるべきではないか。【江幡委員】

(4) その他

(知的財産権の流通について)

- 遅かれ早かれ米国にインベンションキャピタルの市場が立ち上がる。そのとき日本はどうするのか。【岸委員】
- 一つのアイデアとして、TLOを一つに集約し、日本の知を集め、そこにレーティング手法を組み込むことはできないか。【岸委員】
- 各大学で知財ポリシーが違うのが現状であり、それを全部一元化するのはなかなか現実的ではないのではないか。【山本委員】
- 知財の評価は困難。知財をどの会社がどのように用いるかによって、その知財の評価額は異なる。結局、事業化して、その事業規模がどの程度になるかにより、事後的にその知財価値が明らかになるもの【山本委員】
- 一番大事なのは知財の価値評価。既存の評価指標は一面的価値を捉えているに過ぎない。価値評価が本当にできるかどうかを見極めることなしに金融との接点を議論することは困難。【福島委員】

(了)